

2020年2月14日

広島大学長
越智光夫様

広島大学教職員組合
執行委員長 中山祐正

団体交渉事項（4月1日制度改正案）に関する要求及び回答

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、2020年1月15日および、2月7日に団体交渉事項として諸事項の説明を受けましたが、返答を保留としていた以下の項目について、広島大学教職員組合の判断を示します。つきましては、回答をお願いします。

記

● 1月15日提案（貴提案の付番に対応）

4. 私傷病による休職の期間等の取扱いの見直し

（提案内容）

私傷病による休職の取得後に、療養過程と思われる復職が行われ、結果的に休職を繰り返すこととなっている状況を回避するため、当該休職の期間の通算等の取扱いを見直すものです。

- (1) 病気休職からの復職時に産業医面談を必須化
- (2) 休職期間の通算制度の導入（復職後1年以内に同一疾病により休職した場合は通算）
- (3) 休職期間の取得上限を見直し（3年→通算4年）
- (4) 休職給の支給期間の通算制度の導入（休職の期間が満1年（休職の期間が通算される場合は、通算1年）に達するまで支給）

（組合回答）

- (1) 産業医面談は必須化ではなく、現場の判断等により必要に応じて実施をするべきだと考えます。主治医の判断を補強するものであれば問題はおきませんが、まったく反対の判断を下された場合に、該当者の治療方針を含めどのように対応するのか、現時点では道筋が見えません。
- (2) 通算制度の導入は承諾します。
- (3) 通算4年は通算5年に変更するように求めます。
- (4) 休職給の支給期間の通算制度の導入は反対です。仮に休職期間の上限を4年とした場合でも、共済組合からの手当期間（2年間）と休職給1年を合わせ3年間の金銭的な保証があり、そこから社会保険料等の支払いは可能です。しかし、3年経過後の長期休職になると社会保険料ばかりか通常の生活に合わせ高額の治療費

もかかり、当該期間は復職までの猶予期間だとしても賃金の支給を停止することは、闘病ばかりか生活を維持することまでも困難にします。
(その他) 万が一、当該期間を経て退職したとしても、治癒した場合は、優先的に何らかの形で復帰を後押しするような対応を求めます。

1 2. 年俸制導入促進費措置対象の年俸制（現年俸制）における年俸改訂時期等の見直し (提案内容)

現年俸制における取扱いを以下の通り見直すものです。

(2) 諸手当として職務付加手当（業務的付加）を追加

(産業医：10,000 円、放射線取扱主任者：3,000 円、衛生管理者：3,000 円など)

(組合回答)

月給制では支給されている当該諸手当を年俸制導入促進費措置対象者にも適用するというものですが、今まで当該年俸制の者にとり不利益である対応を改善するものであり承諾しません。

● 2月7日提案（貴提案の付番に対応）

1. 人事院勧告への対応

○住居手当の額の見直し

(提案内容)

給与法の改正により、住居手当の額が以下のとおり変更されたことから、その内容を参考に承継職員及び契約職員に係る手当を見直すもの。

(1) 対象となる家賃の下限額 12,000 円を 16,000 円に改定（手当額算出式にも反映）

(2) 手当額の上限 27,000 円を 28,000 円に改定（1,000 円引上げ）

(3) 手当額が 2,000 円を超える減額となる者に 1 年間の経過措置（減額上限を 2,000 円に据え置き）

(組合回答)

(1) 不利益変更であり反対です。理由は以下の二つがあります。

(i) 2019 年度人事院勧告の骨子によると当該住宅手当の改定は「公務員宿舍使用料の上昇を考慮し」とありますが、広島大学はその状況にありません。むしろ老朽化した宿舍は改築される気配はなく、宿舍使用料も上昇しておりません。また宿舍使用者は当該住居手当の対象除外です。

(ii) 一般住居を安く借り上げしている職員は比較的若年層が多く、そのため今回の住宅手当の不利益はそういった層に広く及びます。人事院勧告において若年層に厚く引上げの給与改定をされても本末転倒です。むやみに下限額を変更することは不利益の及ぶ範囲が大きいと考えます。

(2) 引上げ改定であり承諾します。

(3) (1) の変更がなければ、この経過措置は必要がない項目ですが、仮に不利益を解消するのであれば、2,000 円を超えない者も含め減額になる者すべてに、2 年間の経過措置を設けるべきです。

2. 契約職員の単価の見直し

(提案内容)

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の改正の状況を踏まえ、常勤職員給与との均衡で水準が低い号俸（令和元年度一時金支給対象）について、時間給額（パートタイム）を 9 円増額、月給額（フルタイム）を 1,000 円増額するもの。

(組合回答)

ここ 6 年間の人事院勧告による常勤職員の給与の引上げ、および最低賃金の上昇対応の中、広島大学の契約職員の単価の引上げ幅はここ 2 年改定をしたといえども十分なものではありませんでした。今年度の改定は今までよりも全体に対し大きな引上げになり承諾します。しかし、最低賃金が 27 円引上げの 871 円であることを鑑みれば、まだまだ十分とは言えません。依然、号俸間の差が近接してきていることは課題です。また再雇用職員への対応も十分ではありません。

なお、別途、契約パート職員への賞与支給要求及び、1 日 6 時間以上、週 5 日の勤務者への月給制導入要求を行っていますので、併せて交渉を求めます。

4. 非常勤職員の職種の追加

(提案内容)

○多様な働き方が求められている中で診療に従事する歯科医師を安定的に確保するため、非常勤職員の職種に非常勤歯科医師を追加するもの。

- ・対象：病院において診療に従事する歯科医師
- ・雇用契約期間の限度：満 70 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日
- ・時間給：4,200 円（教授相当）、3,200 円（准教授相当）、2,800 円（講師相当）、2,800 円（助教相当）、1,400 円（病院診療医相当）

(組合回答) 承諾します。

以上